

平成30年
5月臨時議会
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目次

◆ 会計別予算額一覧.....	3
◆ 一般会計歳入予算額一覧.....	4
◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）	5
◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）	6
◆ 5月補正予算 主要事項	7
◆ その他議案	8
◆ 報告	9

◆ 会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		補正前の額	5月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		40,440,000	40,000	40,480,000	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,598,600		7,598,600	
	国民健康保険診療所費	45,400		45,400	
	と畜場費	31,600		31,600	
	宅地造成事業	22,400		22,400	
	休日急患診療所費	22,500		22,500	
	公設地方卸売市場事業	6,400		6,400	
	農業集落排水施設事業	984,800		984,800	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	529,400		529,400	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,111,500		8,111,500
		介護サービス事業勘定	21,400		21,400
	下夜久野地区財産区管理会	172		172	
	後期高齢者医療事業	1,945,100		1,945,100	
	地域情報通信ネットワーク事業	999,800		999,800	
	小 計	20,319,072		20,319,072	
企 業 会 計	水道事業	4,634,300		4,634,300	
	下水道事業	8,818,800		8,818,800	
	病院事業	福知山市民病院	13,769,408		13,769,408
		大江分院	899,592		899,592
	計	14,669,000		14,669,000	
	小 計	28,122,100		28,122,100	
合 計	88,881,172	40,000	88,921,172		

◆ 一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	5月補正額	補正後の額
01 市税	11,425,885		11,425,885
02 地方譲与税	395,000		395,000
03 利子割交付金	19,000		19,000
04 配当割交付金	62,000		62,000
05 株式等譲渡所得割交付金	63,000		63,000
06 地方消費税交付金	1,490,000		1,490,000
07 ゴルフ場利用税交付金	6,000		6,000
08 自動車取得税交付金	160,000		160,000
09 国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,000		22,000
10 地方特例交付金	69,000		69,000
11 地方交付税	10,670,000		10,670,000
12 交通安全対策特別交付金	13,000		13,000
13 分担金及び負担金	531,896		531,896
14 使用料及び手数料	1,231,125		1,231,125
15 国庫支出金	4,939,217		4,939,217
16 府支出金	2,716,889		2,716,889
17 財産収入	489,801		489,801
18 寄附金	131,601		131,601
19 繰入金	1,324,772		1,324,772
20 諸収入	289,314		289,314
21 市債	4,390,500	40,000	4,430,500
一般会計合計	40,440,000	40,000	40,480,000

◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	5月補正額	補正後の額
01 議会費	305,795		305,795
02 総務費	5,320,193		5,320,193
03 民生費	14,190,652		14,190,652
04 衛生費	4,880,340		4,880,340
05 労働費	19,273		19,273
06 農林業費	1,654,714		1,654,714
07 商工費	515,941		515,941
08 土木費	2,857,851		2,857,851
09 消防費	1,746,324		1,746,324
10 教育費	3,600,574		3,600,574
11 公債費	5,298,343		5,298,343
12 予備費	50,000		50,000
13 災害復旧費	0	40,000	40,000
一般会計合計	40,440,000	40,000	40,480,000

◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	5月補正額	補正後の額
人 件 費	6,721,915		6,721,915
うち 議員給与費	170,192		170,192
うち 職員給与費	4,873,359		4,873,359
物 件 費	5,061,727		5,061,727
維 持 補 修 費	295,413		295,413
扶 助 費	8,785,374		8,785,374
補 助 費 等	4,649,870		4,649,870
投 資 的 経 費	4,208,555	40,000	4,248,555
う ち 人 件 費	296,597		296,597
普 通 建 設 費	4,208,555		4,208,555
補 助 事 業 費	1,288,200		1,288,200
単 独 事 業 費	2,920,355		2,920,355
災 害 復 旧 費	0	40,000	40,000
公 債 費	5,298,343		5,298,343
積 立 金	658,487		658,487
出 資 金 ・ 貸 付 金	104,250		104,250
繰 出 金	4,606,066		4,606,066
予 備 費	50,000		50,000
一般会計合計	40,440,000	40,000	40,480,000

◆ 5月補正予算 主要事項

政策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	土木施設災害復旧事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
40,000	国	府	市債	その他	一般財源	—
			40,000			補正後予算額 40,000

1 事業の背景・目的

平成30年2月に大江町小谷地内で発生した市道小谷線沿いの地すべり災害について、被害を受けた法面等を緊急的に復旧することにより、市民の安心・安全な生活を確保します。

2 事業の内容

災害発生直後から既決予算を活用し、地すべりの計測を行うとともに、市道小谷線に迂回路を設置し、集落への交通を確保しているところです。

今後、押え盛土による土留め工事を行い、地すべりを抑制した後に、ボーリング調査を実施し復旧工法の検討を行います。

今回、災害復旧事業の採択に必要な被災箇所土地取得のための用地調査を実施します。また、地すべりの計測については、当初、坑内傾斜計等を設置して3カ月間の計測を想定していましたが、現在、変位が小康状態であり、計測が長期化するおそれがあるため、調査期間をさらに3カ月程度延長することを見込んでいます。

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 土木施設災害復旧費 (目) 土木施設災害復旧費
委託料 40,000千円 (解析等調査業務・用地等調査業務)

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債
土木施設災害復旧事業債 (現年・単独) 40,000千円 (充当率100%)



地すべり上部



地すべり下部 (市道小谷線)

担当課	土木建設部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4215
-----	------------	----	--------------------

◆ その他の議案

■ 専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

① 福知山市税条例（一部改正） ＜H30.3.31 専決第8号＞

【税務課】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 内国法人が、合算課税の適用を受ける場合で、その合算対象とされた外国関係会社の所得に対応する部分に相当する所得税等、地方法人税及び法人住民税のうち、その内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を、法人住民税の額から控除することとした。（第30条の6第2項及び第3項関係）
- (2) 法人住民税の納期限の延長の場合の延滞金について、申告後に減額更正がされ、その後に増額更正等があった場合の特例について定めることとした。（第30条の7第2項及び第4項関係）
- (3) 固定資産税のわがまち特例の割合等を改めるとともに文言等の整理を行うこととした。（附則第10条の2関係）
- (4) 改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めることとした。（附則第10条の3第11項関係）
- (5) 宅地等に対して課する固定資産税の特例について適用期限を3年間延長することとした。（附則第11条から附則第13条関係）
- (6) 法改正による条項のずれ等に伴い、文言等の整理を行うこととした。
(第16条の2、第30条の6第4項から第9項、第30条の7第3項、第31条の6、第32条第7項、附則第5条の2第1項、附則第5条の2の2及び附則第10条の3第3項から第10項)

3 施行期日

平成30年4月1日

② 福知山市都市計画税条例（一部改正） ＜H30.3.31 専決第9号＞

【税務課】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めることとした。(附則第3項関係)
- (2) 宅地等に対して課する都市計画税の特例について適用期限を3年間延長するとともに、(1)による項のずれに伴い、文言の整理を行うこととした。(附則第4項から附則第14項関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

◆ 報 告

■ 損害賠償の額について

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決	内 容	損害賠償額	担当課
H30.4.24 専決第1号	平成30年2月20日、福知山市字堀地内、西堀交差点北の府道上において、相手方が所有する車両と走行中の公用車が接触したことによる損害を賠償する。	9,920 円	社会福祉課